（特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令の一部改正）

第十六条　特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令（平成十一年総理府大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第六章　略］ 第七章　雑則（第二十一条―第二十四条） 附則 （定義） **第二条**　［略］ ［2～4　略］ 5　この府令において「第一種中間連結財務諸表提出会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号の二に規定する第一種中間連結財務諸表提出会社をいう。 6　この府令において「第二種中間連結財務諸表提出会社」とは、連結財務諸表規則第二条第一号の三に規定する第二種中間連結財務諸表提出会社をいう。 （財務諸表等規則の準用） **第十一条**　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第二章の規定の定めるところによる。 （財務諸表等規則の準用） **第十七条**　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第三章の規定の定めるところによる。 （株主資本等変動計算書の記載方法） **第十八条**　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第四章の規定の定めるところによる。 （キャッシュ・フロー計算書の記載方法） **第十九条**　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第二編第五章の規定の定めるところによる。 （附属明細表の記載方法） **第二十条**　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第二編第六章の規定の定めるところによる。 ［条を削る。］	目次 ［第一章～第六章　同上］ 第七章　雑則（第二十一条―第二十六条） 附則 （定義） **第二条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　この府令において、「四半期連結財務諸表提出会社」とは、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する四半期連結財務諸表提出会社をいう。 6　この府令において、「中間連結財務諸表提出会社」とは、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）第二条第一号に規定する中間連結財務諸表提出会社をいう。 （財務諸表等規則の準用） **第十一条**　第六条から前条までの規定の定めるところによるほか、貸借対照表の記載方法は、財務諸表等規則第二章の規定の定めるところによる。 （財務諸表等規則の準用） **第十七条**　第十三条から前条までの規定の定めるところによるほか、損益計算書の記載方法は、財務諸表等規則第三章の規定の定めるところによる。 （株主資本等変動計算書の記載方法） **第十八条**　株主資本等変動計算書の記載方法は、財務諸表等規則第四章の規定の定めるところによる。 （キャッシュ・フロー計算書の記載方法） **第十九条**　キャッシュ・フロー計算書の記載方法は、財務諸表等規則第五章の規定の定めるところによる。 （附属明細表の記載方法） **第二十条**　附属明細表の記載方法は、財務諸表等規則第六章の規定の定めるところによる。 （四半期貸借対照表等の記載方法） **第二十一条**　特定金融会社等が四半期貸借対照表及び四半期損益計算書（第二十六条において「四半期貸借対照表等」という。）を作成する場合は、その資産及び負債並びに収益及び費用を第二章及び第三章の規定の定めるところに準じて記載することができる。 2　特定金融会社等の第二・四半期（事業年度における最初の四半期の次の四半期をいう。第二十四条第三項において同じ。）に係る四半期貸借対照表に記載される貸付金について、第九条第一項各号に該当するものがある場合は、その旨及びその金額を注記しなければならない。 3　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）第二十三条の規定は、前項の場合について準用する。